

議第 6 8 号

酒田市議会議員及び酒田市長の選挙における選挙運動用自動車の  
使用等の公営に関する条例の一部改正について

酒田市議会議員及び酒田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公  
営に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 6 月 1 8 日提出

酒田市長 矢 口 明 子

酒田市議会議員及び酒田市長の選挙における選挙運動用自動車の  
使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

酒田市議会議員及び酒田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公  
営に関する条例（平成 1 7 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条及び第 8 条中「7 円 7 3 銭」を「8 円 3 8 銭」に改める。

第 9 条中「5 4 1 円 3 1 銭」を「5 8 6 円 8 8 銭」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の酒田市議会議員及び酒田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

(提案理由)

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、酒田市議会議員及び酒田市長の選挙における選挙運動の公費負担限度額を改定するため、所要の改正を行うものである。

議第 6 9 号

酒田市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について

酒田市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 6 月 1 8 日提出

酒田市長 矢 口 明 子

酒田市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

酒田市特別職の職員の給与等に関する条例（平成 1 7 年条例第 4 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 中

「

|              |     |               |
|--------------|-----|---------------|
| 選挙長          | 1 回 | 1 0 , 8 0 0 円 |
| 選挙立会人        | 1 回 | 8 , 9 0 0 円   |
| 開票管理者        | 1 回 | 1 0 , 8 0 0 円 |
| 開票立会人        | 1 回 | 8 , 9 0 0 円   |
| 投票所の投票管理者    | 日額  | 1 2 , 8 0 0 円 |
| 期日前投票所の投票管理者 | 日額  | 1 1 , 3 0 0 円 |
| 投票所の投票立会人    | 日額  | 1 0 , 9 0 0 円 |
| 期日前投票所の投票立会人 | 日額  | 9 , 6 0 0 円   |

」

を

「

|           |     |               |
|-----------|-----|---------------|
| 選挙長       | 1 回 | 1 2 , 2 0 0 円 |
| 選挙立会人     | 1 回 | 1 0 , 1 0 0 円 |
| 開票管理者     | 1 回 | 1 2 , 2 0 0 円 |
| 開票立会人     | 1 回 | 1 0 , 1 0 0 円 |
| 投票所の投票管理者 | 日額  | 1 4 , 5 0 0 円 |

|              |            |
|--------------|------------|
| 期日前投票所の投票管理者 | 日額 12,800円 |
| 投票所の投票立会人    | 日額 12,400円 |
| 期日前投票所の投票立会人 | 日額 10,900円 |

」

に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の酒田市特別職の職員の給与等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を公示され、又は告示される選挙について適用し、この条例の施行の日前にその期日を公示され、又は告示された選挙については、なお従前の例による。

##### (提案理由)

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、選挙長等の報酬額を改定するため、所要の改正を行うものである。

議第 7 0 号

請負契約の締結について

本市は、令和 7 年度農地・農業用施設災害復旧事業農地等災害復旧工事（その 1）の請負契約を下記のとおり締結するものとする。

令和 7 年 6 月 1 8 日提出

酒田市長 矢 口 明 子

記

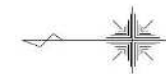
- |   |        |                                                |
|---|--------|------------------------------------------------|
| 1 | 契約の目的  | 令和 7 年度農地・農業用施設災害復旧事業農地等災害復旧工事（その 1）           |
| 2 | 契約の方法  | 条件付き一般競争入札による契約                                |
| 3 | 契約の金額  | 1 億 9, 9 6 5 万円                                |
| 4 | 契約の相手方 | 酒田市穂積字尻地 2 3 3 番地<br>大場建設株式会社<br>代表取締役 大 場 弥 市 |
| 5 | 工 期    | 契約締結の日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで                     |

（提案理由）

令和 7 年度農地・農業用施設災害復旧事業農地等災害復旧工事（その 1）の請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものである。

議第70号資料

平面図  
S=1:5000



施工場所：宮海・穂積地内

工事概要：農地堆積土砂撤去 V=21,200m<sup>3</sup>

水路堆積土砂撤去      V=    430m<sup>3</sup>

道路堆積土砂撤去                    V=    730m<sup>3</sup>

## 議第70号資料

施工場所：塚渕・米島地内

工事概要：農地堆積土砂撤去  $V=21,500\text{m}^3$

水路堆積土砂撤去  $V=630\text{m}^3$

道路崩落復旧  $V=140\text{m}^3$



議第70号資料

全体平面図



施工場所：米島地内

工事概要：農地堆積土砂撤去

V=510m<sup>3</sup>